

教政課第17号
令和3年4月15日

各課（室・所）長
各県立学校長 殿

教育政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）

このことについて、別添のとおり、文部科学省から周知依頼がありました。

令和3年4月9日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、4月12日から5月11日までを期間として東京都が、4月12日から5月5日までを期間として京都府及び沖縄県が、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われました。

なお、変更後の同対処方針における学校の取扱いに係る記載は、さきにお知らせした内容（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（通知）」令和3年4月7日付け教政課第7号）から変更はありません。

各県立学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別を生じさせないよう留意し、引き続き、学校運営を円滑に行っていただきますよう、感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。